

第 23 回 第 2 次瀬戸市教育アクションプラン推進会議 議 事 録

日 時：令和 8 年 6 月 3 日（水）午後 3 時 00 分から 3 時 50 分まで

場 所：瀬戸市役所 4 階大会議室

出席者：（敬称略）

<会長> 吉田 淳

<副会長> 森 理恵

<委員> 阿久原 いずみ、一尾 茂正、大崎 和憲、加藤 博樹、鈴木 紹陶武、
中島 なぎさ、丹羽 光成、福岡 明、和佐田 強（50 音順）

<オブザーバー> 川原 知佐栄（文化課長）、成松 実（スポーツ課長）、佐野 由
紀（コミュニティ推進課主幹）、井上 紀和（多様性協働課長）、戸田 律子（こ
ども未来課長）、鈴木 雅喜（こども若者家庭センター長）

<事務局> 加藤 正彦（教育長）、大岩 三明（教育部長）、荻原 美帆（教育政策
課長）、松見 健一（学校教育課長）、伊藤 嘉浩（学校教育課主幹）、長谷川 武
宏（学校教育課主幹）、吉村 きみ（図書館長）、松浦 慎造（教育政策課課長補
佐兼企画補佐）、谷山 隼（教育政策課企画係長）、奥村 祐麻（教育政策課施設
係長）、峯藤 駿佑（教育政策課主任）

議事録：

1 新任委員の紹介

教育政策課長から新任委員 4 名が紹介され、各委員から就任のあいさつがあっ
た。

2 会長あいさつ

吉田会長からあいさつがあった。

3 報告事項

(1) 次期瀬戸市教育振興基本計画について

事務局から資料 2 に基づき説明があった。

委 員：次期瀬戸市教育振興基本計画に実施計画は含まれないのでしょうか。

事務局：実施計画ですが、重点的にこういった方向でいきたいという方針に基づい
て、どのような取組をしていくかというところには触れてまいりますが、

一つひとつの事業を計画の中で細かく謳っていく予定はございません。

委員：目標値を設定するのは難しいところがあると思うのですが、設定できるようなものもありますので、具体的にどう進んでいるのか明瞭な目標値を置けば見やすくなる点もあるので、テーマによってはそういったことも検討していただければと思います。

- (2) 令和8年5月1日現在の児童生徒数について
事務局から資料3に基づき説明があった。

4 依頼事項

令和8年度瀬戸市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（対象：令和7年度）（案）について
事務局から資料4に基づき施策ごとの実績を一部抜粋にて説明及び意見提言依頼があった。

委員：3点質問等がございます。1点目は第21回の会議での発言の続きです。昨年、デジタル教科書の使用について、フィンランドがデジタル教科書を使い始めて、読解力等の順位が下がったことでデジタル教科書の使用を止めて紙の教科書にしたことをもとに市教委の考えを質問し、丁寧にお答えをいただきました。瀬戸市の子どもたちの学力等の状況が気になっています。これはお答えくださいということではなく、気にしている市民がいるということをお知らせしたかったということです。2点目は定期健康診断についてです。瀬戸市立の学校に在籍する児童生徒で、定期健康診断を受診していない児童生徒がどのくらいいるのか、可能な範囲で教えていただけたらと思います。3点目は地域ボランティアの保険についてです。私が下校の見守りを始めたときに、学区の小学校の教頭先生や市役所の方に相談して、5人の見守りグループを瀬戸市の市民活動災害補償制度に登録しました。その後、高齢で辞める方がいたため、この制度を使うことができなくなりました。現在は、手話サークルで入っている県のボランティア保険に加入しています。市内全ての中学校区でコミュニティスクール制度が始まり、それぞれ地域ボランティアが精力的に活動していることと思います。これらの方々は勿論、学校を始め関係の方々が安心して活動できるように、保険の状況を知りたいと思いましたし、市民活動災害補償制度で対応できると良いと思っています。もし、地域ボランティア募集案内に市民活動災害補償制度で対応できることを書いていただければ、この制度の宣伝にもなり

ますし、瀬戸市の姿勢も伝わることと思います。

事務局：定期健康診断についてですが、学校における健康診断は、学校保健安全法に基づき、子どもの健康管理と病の早期発見を目的とした事業ですが、学校現場においては必ずしも子どもの受診率が 100% とはなっていないところではあります。令和 7 年度では、対象となる児童生徒が小中学校全体で 9,000 人ほどいますが、150 名ほどが学校での一斉の健康診断で受診できなかったところがございます。未受診の主な理由は、不登校や長期欠席により健康診断の日に登校できない児童生徒の増加です。また、プライバシーや衣服の着脱への精神的抵抗、感覚過敏や集団行動への不安といった個別の特性、さらには家庭の宗教的・思想的背景から受診を希望されないケースもあります。学校としては、未受診のまま放置するのではなく、別日程での個別健診やかかりつけ医での代替受診の勧奨などを行い、可能な限り全児童生徒が健康診断を受診できるよう努めているところです。コミュニティスクールでの活動については、各中学校ブロックの活動主体である学校運営協議会・地域学校共同本部ごとに既に市民活動災害補償制度に加入しており、また、その中で行われるボランティア活動についても対象となっているところです。今回、委員さんにご提案いただいたように「活動している人」が安心して活動に参加いただけるようこうした保険に入っていることを積極的にコミュニティスクールの場で PR してまいりたいと思います。

委員：資料 2 の 1 枚目「主な計画の範囲」にある「女性教育」についてですが、いまだにこのような名称で書かなければならないのでしょうか。あえて女性教育と書いてあるのは、今の時代にそぐうのかそぐわないのかということを考えていただければありがたいと思います。

事務局：ご指摘いただいた部分ですが、教育基本法等を確認した結果、この文言が書いてありましたので記載をさせていただきました。内容については計画を作る際に考えていきますが、一旦、この場では範囲を示すために、漏れないように、このように記載させていただいているところです。

委員：県の管轄である高校までは対応できないと思うのですが、地元の高校生たちのその後のフォローがすごく難しく、中途退学したり、就職してもすぐ辞めてしまったりと。そこまでやるところなのかなとは思いますが、教育というのは、きちんと働けるまで持っていくということが大事なと思

いますので、管轄の違いによって難しいとは思いますが、一度検討していただけるといいのかなと思います。

会 長：中学校までは義務教育でございますので、いわゆる高校の範囲、あるいは高校の中途退学者に関してのフォローアップというのはなかなか難しい部分がございます。ただ、瀬戸市としての児童生徒の育成という視点から言えば、何らかの調査があると、新しい方策等検討の余地があるのではと思います。また、県が把握していて、そこからデータとして下りてくれば、考える可能性もあると思うのですが、瀬戸市として守備範囲であるかどうかを含めて、何かこれはというのがあればお答えいただければと思います。

事務局：対象年齢につきましては、明確にこの計画の中で何歳から何歳までと謳ったものはないですが、委員のおっしゃられるように、教育だけでは子どもの様々な課題に向き合えないというところがありまして、教育委員会では福祉や医療の分野と連携して共に動いています。また、せと“ここ”ほっとルームにつきましては、18 歳までが対象となっております、中学校卒業後に高校にうまく馴染めないというお子さんや家庭的に様々な課題があるというようなお子さんもいらっしゃるということで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、その他関連機関と連携しながら、せと“ここ”ほっとルーム等をキーにして、動いているというところでございます。ですので、計画の中に明確に何歳までということではなく、この計画の中には生涯学習のことも入ってきますので、そういった部分を含み、また、その地域と共にというところはキーワードで入ってくるかと思っていますので、みんなで共に子どもたちを育てていくというようなことで進められたらと考えております。

会 長：瀬戸市教育委員会は公立の小中学校を対象としていらっしゃいます。私立に行かれている子どもを含め、瀬戸市に住んでいる 18 歳以下の子どもたちの状況の分析というのは難しいかなと思います。しかしながら、そういった子どもたちがどのような形で成人をしていくのかというのは、本来はどこかで把握をしていただけると良いと思いますし、また、これは瀬戸市の問題というよりは、愛知県全体の問題にも反映される内容かと思っています。管轄の違い等もあり、この点はどうしても抜け落ちてしまっている内容かなと考えております。それについては、今後何らかの機会で愛知県等上の組織からそういった情報の提供なり、反映ができるような仕組みというの

を作っていただくことが必要ではないかと思います。宙ぶらりんで何やっているのか分からないという子どもたちも結構いるものですから、そこは不安だなと思いつつ意見を申し上げました。何かコメントがあればお願いします。

事務局：高校生以上のお子さんについての把握や数値という部分では難しい面があると思うのですが、瀬戸市で進めておりますコミュニティスクールにつきましては、各中学校ブロックで行っておりまして、主に会長が大学の先生、それから副会長は高校の校長先生に入っています。そういった面で高校や大学の状況を知る機会がありまして、また、高校生が小中学校に学習会で教えにきてくれるとか、挨拶運動に参加してくれるとか、具体的な活動の中から高校の先生方も小中学校の状況が分かるというような状況もありまして、小中高大での情報共有や子どもたちと一緒に育ち合うというような面はだいぶ進んできているのではないかと実感があります。

会 長：先ほども申し上げましたように、どうしても所管が違ってくるとうまくいなくて、抜け落ちてしまう子どもたちが出てしまいます。中途退学者の子どもが就職活動してもうまくいかなかったり、学校に行けない不登校の子どもの中には、どうしても社会の中に溶け込めなかったりします。コミュニティスクールの説明がありましたが、連携を基にして、成人するまでうまく育つことで、就職活動も順調にいけることが望ましいと考えております。ただ、これは簡単な仕組みではありませんので、この点をご理解いただきたいと思います。

事務局から次回開催は7月22日（水）15時からである旨連絡があった。